

別表第2

令和4年度のうち、事業を開始していない又は事業の休止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間 (本補助金を申請する日以降の予定も含む)	調整率
0日	12/12
1日以上1か月以下	11/12
1か月を超えて2か月以下	10/12
2か月を超えて3か月以下	9/12
3か月を超えて4か月以下	8/12
4か月を超えて5か月以下	7/12
5か月を超えて6か月以下	6/12
6か月を超えて7か月以下	5/12
7か月を超えて8か月以下	4/12
8か月を超えて9か月以下	3/12
9か月を超えて10か月以下	2/12
10か月を超えて11か月以下	1/12
11か月を超えて12か月未満	0

* 事業の休止とは、県に休止届を提出して障害福祉サービス事業を行わなかった期間が該当する。

* ある月のうち1日でも事業を開始していない日、あるいは休止している日がある場合、その月は全て障害福祉サービス事業を行わなかった期間にカウントする。

例えば、令和4年4月20日に指定を受けて事業を開始し、かつ令和4年10月15日から10月31日まで休止した場合、4月と10月の2か月が障害福祉サービス事業を行わなかった期間に該当する。

よって、障害福祉サービス事業を行わなかった期間は「1か月を超えて2か月以下」となり、調整率は「10/12」となる。

* 申請日以降の休止については、特に予定がなければ0日としてカウントする。